

豊監公表第 1 1 号

令和 7 年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 0 日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	清	水	聖	子
同	大	野	妙	子
同	井	本	博	一

(様式 8)

豊都広第 625 号

令和 8 年(2026年) 7 月 8 日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づく措置の通知について

令和 7 年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 7 年 12 月 25 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
都市経営部 広報戦略課	「広報とよなか・相談窓口」 印刷製本業務について、地方 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を適用するとし ている随意契約に関し、実情 を踏まえ、契約方法及び適用 条項について再精査された い。	広報誌の制作スケジュール及び工 程を見直し、令和 8 年 7 月号分 から、契約方法を、透明性及び競争 性のより高い一般競争入札へ変更 しました。 変更前の 5・6 月号分について は、制作スケジュール及び工程、 印刷規模の観点から、令和 7 年度 契約の事業者のみ対応可能であっ たため、地方自治法施行令第 16 7 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、 契約を行いました。